後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

平成27年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書を、15日に加入者の皆さんに発送しました。

保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）の方がいますので送付された通知書をご確認ください。

また、併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますのでご注意ください。

なお、後期高齢者医療制度加入者で通知書が届かない場合は税務課市民国保税班にご連絡ください。

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、市役所の窓口で申請することで、年金からの徴収を口座振替に変更することができます。

口座振替に変更することで、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。10月分の年金から変更できますので、希望される方は、8月5日㈬まで税務課市民国保税班にお問い合わせください。

保険料率について

保険料率は平成26年度から変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、5割軽減および2割軽減について対象が拡大されます。

また、保険料額の賦課限度額（上限額）については、昨年と変更ありません。

平成27年の保険料軽減措置について

所得の低い世帯の方は世帯主および被保険者の所得に応じて、下記の表のとおり軽減されます。

均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	均等割の軽減割合	均等割額
基礎控除額（330,000円）	8．5割	5，956円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額（330,000円）＋260,000円×世帯の被保険者の数	5割	19,855円
基礎控除額（330,000円）＋470,000円×世帯の被保険者の数	2割	31,768円

所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	所得割の軽減割合
58万円以下 （年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下）	5割

職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方については、保険料が軽減されます。なお、所得割の負担はありません。

該当する方の条件等	均等割の軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

＜注意＞※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

保険料関係の問合先
税務課市民国保税班
☎43－7505

納付方法変更の申請窓口
▼税務課市民国保税班
▼金浦市民SC
▼仁賀保市民SC

個人ごとの保険料の決め方

賦課のもととなる金額×8.07％　　均等割額 39,710円

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円
※保険料額の賦課限度額（上限額）は、57万円です。

8月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度に加入の方には、7月下旬に新しい保険証をお送りします。8月1日以降は新しい保険証をお使いください。

また、医療機関等を利用した場合の自己負担割合は所得に応じて1割または3割となりますので保険証をご確認ください。

※保険料に滞納のある方は、窓口で交付する場合あり。

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も引き続き住民税非課税世帯の方については、8月1日から有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒にお送りします。

また、新規に対象となる方には、7月上旬に申請書をお送りしています。申請書の提出は市の窓口へお願いします。

申請先　▼市民課国保年金班▼金浦市民SC▼象潟市民SC

保険証の受け取りにはご注意を

保険証・認定証は簡易書留郵便でお届けします。左記の点にご注意ください。

①受け取りには印かんが必要です。また、届いたら必ず開封して内容をご確認ください。

②長期不在となる方や郵便局に転居届をされている方（まだ市役所に届け出をされていない方）はご連絡ください。

今までお使いの保険証（薄赤色）
有効期限
平成27年7月31日
※8月以降は使用できません

新しい保険証（やまぶき色）
有効期限
平成27年8月　1日～
平成28年7月31日
※7月下旬にご自宅へ送付

問合先　市民課国保年金班
☎32・3032
各種申請窓口　▼市民課国保年金班▼金浦市民SC▼象潟市民SC

秋田県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を500円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れてから同等の成分を使って作られたお薬で、効き目や安全性も確認されており、新薬に比べて安価になっています。

※医薬品の切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

柔道整復、はり・きゅう、マッサージの医療費通知について

保険証を使って柔道整復（整骨院など）や、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けられた方に「医療費通知」をお送りします。

通知には、施術の日数や医療費などが記載されています。後日、通知の内容についてお尋ねする場合がありますのでご了承ください。

問合先　秋田県後期高齢者医療広域連合
☎018－853－7155

国保制度・各受給者証の更新

▼高齢者受給者証・国保限度額適用▼福祉医療費受給者証

8月1日から使用する医療関係の各受給者証の更新を行います。

該当する方には更新手続きの通知を郵送します。

同封の申請書に必要事項を記入のうえ、交付期間内に必ず申請してください。

更新対象者

国保　国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定対象者（国民健康保険に加入している70～74歳で、市民税非課税世帯の方）

福まるふく　福祉医療費受給者のうち、受給者証の有効期間が「平成27年7月31日まで」となっている方

※中学生（法別80と記載されている方）の更新は原則ありません。受給者証の有効期限をご確認ください。（有効期限…卒業する年の3月31日）

▶福祉医療費受給者証

更新期間

交付期間	7月26日㈰～28日㈫
交付時間	午前8時30分～午後7時まで ※26日㈰は午後5時まで
交付会場	にかほ市役所各庁舎 （住所地の庁舎）

申請窓口
▼市民課国保年金班
▼金浦市民SC
▼象潟市民SC

問合先　市民課国保年金班
☎32・3032